

投網	1 鹿沼市上永野地先石倉橋から上流の永野川	1月1日から12月31日まで
	2 全区域(1を除く。)	9月20日から翌年8月31日まで
やす突及び引掛	鹿沼市上永野地先石倉橋から上流の永野川	1月1日から12月31日まで

- 2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

- 第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及びその納付の方法)

- 第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

区 分	対象魚種	漁 具 及 び 漁 法	遊漁料	附加料金
1等券(全魚種年間券)	全魚種	手釣、竿釣、やす突、引掛及び投網	8,000円	500円
2等券(あゆ雑魚年間券)	あゆ、雑魚	手釣、竿釣、やす突、引掛及び投網	6,000円	500円
あゆ雑魚1日券	あゆ、雑魚	手釣、竿釣、やす突、引掛及び投網	1,700円	500円
渓流魚1日券	渓流魚	手釣及び竿釣	1,700円	500円
雑魚1日券	雑魚	手釣及び竿釣	700円	150円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、渓流魚とは全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ及びいわなを除いたものをいう。

2 遊漁料の納付場所は組合事務所その他組合があらかじめ指定する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
心身障害者(3級以上の身体障害者手帳又は療育手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

- 3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場又はつかみどり漁場において、さくらます・やまめ及びいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に定める区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

- 第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

- 第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

13 小倉川漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市口栗野704番地
小倉川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小倉川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、投網、やす突、さげ針、引掛又は掛釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間中、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域		期 間
思川	鹿沼市亀和田町地先小倉橋から上流同市深程地先深程堰に至る区域	1月1日から12月31日まで
	鹿沼市久野地先柳橋から上流同市柏木地先柏木養蚕場堰に至る区域	同上
大芦川	思川合流点から上流下大久保堰に至る区域	同上
栗野川	鹿沼市口栗野地先思川合流点から上流同市入栗野地先上五月不動滝に至る区域	同上

3 餌釣によって、あゆを採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内でなければこれをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から8月31日まで
こい	6月1日から翌年4月30日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
思川（栃木市西方町本城地先小倉堰中心線から上流100メートル、下流100メートルの区域）	4月15日から6月30日まで
鹿沼市入栗野地先上五月不動滝から栗野川上流基幹林道大小屋橋から上流水源に至る栗野川	1月1日から12月31日まで
鹿沼市入栗野地先宮内堰から上流同市入栗野地先上五月不動滝に至る栗野川	9月1日から翌年3月第1土曜日まで

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	竿釣、投網、やす突、さげ針、引掛及び掛釣	1年	13,000円	1,000円
		1日	2,500円	700円
あゆ類	竿釣	1年	11,000円	1,000円
溪流魚	竿釣	1年	7,000円	1,000円
		1日	2,200円	500円
雑魚	竿釣	1年	4,500円	1,000円
		1日	700円	—
全魚種2等	投網、やす突、さげ針、引掛及び掛釣	1月	6,000円	1,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、あゆ類とは全魚種よりさくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種を、溪流魚とは全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな及びにじますを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、こい又はやまめの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に掲げる区域において川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法等)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

2 組合は、公示した事項について、リーフレット等を作成し、配布して、その周知に努めるものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

14 西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市草久1336番地1
西大芦漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、西大芦漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ、にじます、いわな、かじか及びうなぎ	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
うぐい	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで及び1月1日から2月末日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
鹿沼市草久藤倉ダムから上流の大芦川及びその支流の焼山沢川、棚入沢川、藤倉沢川	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁具及び漁法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	竿釣	1年	10,000円	500円
		組合が定めて公示するあゆ解禁日	2,700円	500円

		組合が定めて公示するあゆ解禁日の翌日から10月31日までの間の1日	2,400円	500円
雑魚	竿釣	1年	7,500円	500円
		組合が定めて公示する雑魚解禁日	2,200円	500円
		組合が定めて公示する雑魚解禁日の翌日から9月19日までの間の1日	1,700円	500円
		1月1日から2月末日までの間の1日	1,200円	300円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒及び心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する額の1/2に相当する額
70歳以上の者	全魚種1年は9,000円
	雑魚1年は6,500円

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に掲げる区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法等）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

15 粕尾漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市中粕尾391番地3
粕尾漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、粕尾漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、投網、やす突又は引掛以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 遊漁に使用する投網は、網目こま15ミリメートルを超えるものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これを用いてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	期 間
毛ばり及び虫づり	組合が定めて公示するあゆの採捕に係る解禁日から翌年5月20日まで
投網、やす突又は引掛	組合が定めて公示する期間

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する解禁日から9月19日まで
かじか	組合が定めて公示する解禁日から11月30日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
馬置橋から上流の思川（通称粕尾川）及びその支流（北村沢川及び奥深沢川）	組合が定めて公示する期間

2 前項の規定にかかわらず、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	漁 具 及 び 漁 法	魚 種	区 域	遊 漁 料	附 加 料 金
年間券	手釣及び竿釣	全魚種	特設釣場を除く区域	10,000円	500円
		溪流魚	同上	8,000円	500円
		雑魚	同上	4,000円	500円
当日・日釣券	手釣、竿釣、投網、やす突及び引掛	全魚種	同上	11,000円	500円
		全魚種	同上	2,500円	500円
		溪流魚	同上	2,000円	500円
		雑魚	同上	1,000円	200円

投網、やす突及び引掛	全魚種	同上	2,500円	500円
------------	-----	----	--------	------

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいい、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいい、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒（生徒証を提示した者に限る。）	無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。
(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に規定する禁止区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

16 荒井川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市加園1873番地3

荒井川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第21号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、荒井川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい及びかじかを

いう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域で遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣、投網、引掛又はやす突以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内は、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域	期 間
鹿沼市上久我法長内橋から上流小川沢川合流点に至る荒井川及びその支流(小川沢川)	4月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の中欄に掲げる期間において、同表の右欄に定める区域でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間	区 域
あゆ	6月1日以後、組合において日時を定めて公示する期間	馬返堰より下流の荒井川及び坂本沢川
さくらます・やまめ及びにじます	4月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間	小川沢川合流点から下流の荒井川、小川沢川及び坂本沢川
かじか	4月1日から10月30日までの間で組合が定めて公示する期間	馬返堰より下流の荒井川及び坂本沢川
こい、ふな、うぐい及びおいかわ	1月1日から12月31日まで	馬返堰より下流の荒井川及び坂本沢川

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
荒井川の支流(御沢川)	1月1日から12月31日まで
小川沢川合流点から上流の荒井川及びその支流(川口沢川)	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	引掛、釣、投網及びやす突	1年	7,000円	なし
		1日	2,200円	500円
渓流魚	釣	1年	6,500円	なし
		1日	1,700円	300円
雑魚	引掛、釣、投網及びやす突	1年	3,000円	なし

	1日	800円	なし
--	----	------	----

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ及びにじますを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示した場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ又はにじますの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁者は、漁場指導員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、次に掲げる区域において、川底をかくはんしてはならない。

(1) 第5条に定める区域

(2) 荒井川加園地先下見立橋から上久我馬返堰に至る荒井川の区域

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

17 黒川漁業協同組合内共第22号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市今宮町1688番地1

黒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、黒川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第22号第5種共同漁業

権に係る漁場の区域内（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、毛ばりによる手釣又は竿釣は、組合が定めて公示するあゆ解禁日から翌年3月31日までの間でなければ、これを用いてはならない。

3 餌釣によってあゆを採捕してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から10月31日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する期間
かじか	組合が定めて公示する期間
こい及びふな	組合が定めて公示する期間

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
漁場区域の全域	組合が定めて公示するあゆ解禁日前10日間
柿沢橋から上流の黒川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川の全域	9月20日から翌年2月末日まで
赤宮堰から上流の行川の全域	9月20日から翌年2月末日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

（全長制限）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1年	10,000円	—
	1日	2,700円	500円
雑魚	1年	6,500円	—
	1日	1,500円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種からあゆを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児及び小学校児童	無料
中学校生徒	全魚種を対象とする場合にあっては前項に規定する遊

	漁料の1/2、雑魚を対象とする場合にあっては無料
肢体不自由者（3級以上の身体障害者手帳を示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条に定める区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

18 渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

足利市常見町623番地4

渡良瀬漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第24号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、渡良瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第24号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、かじか及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、投網、さで網、やす突、掛釣、四手網、筌又は置針

以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域		期 間
掛釣（ころがし釣）	渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	9月1日から10月30日まで
投網、四手網、笠、置針、やす突及びさで網	1 渡良瀬川	足利市田中町地先田中橋から下流佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋に至る区域	組合が定めて公示する期間
	2 菊沢川、才川及び出流川	全区域	同上
	3 矢場川	足利市瑞穂野町地先落合橋から上流の区域	同上
	4 秋山川	佐野市牧町地先不動橋から下流の区域	組合が定めて公示する期間
	5 旗川	佐野市長谷場町地先木戸橋から下流の区域	同上
オランダ釣	1 渡良瀬川	佐野市高山町地先東北自動車道渡良瀬川橋から上流桐生川合流点に至る区域	組合が定めて公示する期間
	2 秋山川	全区域	同上
	3 旗川、大戸川及び小戸川	全区域	同上
	4 上記以外の区域		1月1日から12月31日まで

3 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表に掲げる区域においては、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

区 域
1 足利市小俣町地先桐生川合流点から下流足利市通り4丁目地先渡良瀬橋に至る渡良瀬川及びその支流（足利市小俣町地先大前葉鹿用水堰までの桐生川）
2 佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から下流佐野市高橋町地先高橋大橋に至る渡良瀬川
3 足利市野田町地先矢場川水門から上流足利市瑞穂野町地先落合橋に至る矢場川
4 足利市寺岡町地先寺並橋から下流足利市寺岡町地先上堰に至る旗川
5 佐野市秋山町堀の内地先渡戸橋から上流の秋山川
6 佐野市作原町地先小戸川合流点から上流の旗川及びその支流（大戸川及び小戸川）
7 佐野市飛駒町地内保良橋から上流の彦間川及びその支流（沢西川及び黒沢東川）
8 足利市名草町地内江保地橋から上流の名草川
9 足利市小俣町地内石尊山入口吐花橋から上流の小俣川及びその支流（荒倉沢川）

4 第1項の規定にかかわらず、遊漁者は、次の表の左欄に掲げる魚種を採捕しようとする場合において、同表の右欄に定める漁具及び漁法以外のものを用いてはならない。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法
さくらます・やまめ及びいわな	竿釣

5 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
四手網	1 定置式のもの 間口6メートル未満で網目こま9ミリメートルを超えるもの
	2 移動式のもの 間口4メートル未満で網目こま9ミリメートルを超えるもの
さで網及び投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
笠	簀目5ミリメートルを超えるもの

6 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	制 限
竿釣	3本以内
四手網	1統

7 餌釣によってあゆを採捕してはならない。
(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から11月30日までの間で組合が定めて公示する期間
さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日までの間で組合が定めて公示する期間
かじか	4月1日から11月30日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の中欄に掲げる漁具及び漁法を用いてする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	漁具及び漁法	期 間
渡良瀬川 佐野市高橋町地先渡良瀬川大橋から上流桐生川合流点に至る区域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間
越名新堀 佐野市高山町地内越名新堀暗渠から上流願成寺橋に至る区域	投網	1月1日から12月31日まで
秋山川 佐野市牧町地内不動橋から上流の全域	全ての漁具及び漁法	組合が定めて公示する期間
	前沢川、栃橋沢川、栃木沢川、大倉沢川及び足倉沢川の区域	同上
旗川 佐野市長谷場町地内木戸橋から上流の全域(大戸川及び小戸川を含む。)	同上	組合が定めて公示する期間
彦間川 佐野市飛駒町地内保良橋から上流の全域(沢西川及び黒沢東川を含む。)	同上	同上
松田川 松田川ダム湛水区域(通称まつだ湖)	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具 及 び 漁 法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1 竿釣、投網、さで網、やす突及び四手網(定置式)	1年	14,000円	—
	2 竿釣、投網、さで網、やす突及び四手網(移動式)又は釜	1年	12,000円	—
	3 竿釣、投網、さで網、やす突及び置針又は掛釣	1年	11,000円	—
	4 竿釣、投網、さで網、やす突及び置針又は掛釣	1日	3,000円	1,000円
	5 竿釣、投網、さで網及びやす突	1年	9,000円	—
	6 竿釣、投網、さで網及びやす突	1日	2,300円	700円
溪流魚	1 竿釣	1年	6,500円	—
	2 竿釣	1日	1,200円	400円
雑魚	1 竿釣	1年	5,000円	—
	2 竿釣	1日	600円	200円
	3 投網	1日	1,500円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは全魚種からあゆを除いた魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額（雑魚を採捕しようとする場合にあっては、1日につき300円）

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな又はこいの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場指導員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章、徽章等を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

19 足尾町漁業協同組合内共第25号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市足尾町松原6番3号
足尾町漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、足尾町漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	3月21日から9月19日まで
かじか及びうぐい	4月1日から9月19日まで

(禁止区域等)

第5条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1 年間券	6,000円	500円
	2 日釣券	1,500円	500円
雑魚	1 年間券	1,000円	300円
	2 日釣券	300円	—

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりさくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

2 年間券を使用できる期間は、第4条に定めるところによるものとする。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
心身障害者（身体障害者手帳及び療育手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する額の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する帽子を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年 1月 1日から施行する。

(生産振興課)